

瑞穂市告示第132号

瑞穂市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱を次のように定める。

平成27年6月17日

瑞穂市長 棚 橋 敏 明

瑞穂市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に規定する市の将来にわたって活力ある地域社会を維持する施策を検討するに当たり、専門的見地から意見を聴取するため、瑞穂市まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 瑞穂市人口ビジョンの策定及び変更に係る検討に関すること。
- (2) 瑞穂市総合戦略の策定及び変更に係る検討に関すること。
- (3) 瑞穂市総合戦略の成果検証に係る検討に関すること。
- (4) その他人口対策及び活力ある地域社会を維持するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、15名以内の会議委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 委員は、地域の活性化等に優れた見識を有する者の中から市長が委嘱する。
- 3 会議に座長を置く。
- 4 座長は、委員の互選により定める。
- 5 座長は、会議の会務を総理し、会議の議長となる。
- 6 座長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、会議に第3条第1項に規定する委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、企画部企画財政課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公表の日から施行する。

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初にかかれる会議は、市長が招集する。